

不法投棄の根絶を市民の手で。

阿蘇市管内の不法投棄は、いまだ後を絶ちません。原野や山林に一步踏み込むと大量の廃棄物、河川の堤防沿いではごみを焼却した不燃物がそのまま放置されています。このような状況をつくったのが市民によるものならばあまりにも残念でなりません。

不法投棄が許されないわけ

不法投棄された廃棄物は自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、将来にわたって悪臭・地下水汚染などの公害問題を発生させ、健康や生活に悪影響を及ぼします。
また、以前の状態に戻す（原状回復）には多大な費用がかかります。

発見したらすぐ通報！ 狙われやすい場所や時間

不法投棄は人目につくのを避けるため、夜間や早朝に山間部の空き地や休耕地などで行われます。家が近くになく森で囲まれるなど周辺からの見通しが悪い所、主要道路からわき道に入った道路沿などに被害が見られます。
不法投棄の処理については、捨てた人が特定できれば当然その人に処理してもらいますが、不明の場合は土地管理者が片付けるしかなく、下の写真のように非常に不利を負わなければなりません。
そのような不利益を負わないためにも、土地管理者は日頃から十分な防止対策①定期的な見回りと草刈や柵の設置のうまい話があっても安易に土地を貸さないなどを心掛ける必要があります。

不法投棄をさせない！不法投棄できさない！環境をつくる。



▶ 仕方なく廃棄物を拾う土地管理者。この後、ゴミ処理センターまで運ばなければならぬのです。廃棄物を捨てることは、人に多大な迷惑をかけます。絶対にやめましょう。

以上、不法投棄や焼却の現場を見たら、
阿蘇市役所保健課 Tel: 22-3167
阿蘇警察署 Tel: 22-5110
阿蘇保健所衛生環境課 Tel: 32-0535
に通報ください。

阿蘇市に多く見られる廃棄物の焼却
(処罰：5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金)
廃棄物を焼却する過程でダイオキシンと呼ばれる科学物質が発生し、人体に被害を及ぼす可能性があることなどから、平成12年から廃棄物の焼却は禁止されています。
地面への素ぼりの穴、ドラム缶などの簡易焼却炉、ブロック等の囲いだけのものによる焼却は一部例外（農業者のわら、林業者の伐採した枝の焼却等）を除いて法律に違反します。阿蘇市に多くある事例ですので注意してください。

警察でも不法投棄根絶のため対策を強化

阿蘇市の環境を守るため、阿蘇警察署では廃棄物不法投棄防止活動に取り組んでいます。

- ・地域住民からの情報収集活動
- ・警察官による管内パトロール
- ・民間ボランティア団体との連携した活動～阿蘇警察署廃棄物不法投棄監視委員（8名体制）
- ・関係行政機関との合同パトロール
- ・県警航空（ヘリコプター）と連携したスカイパトロール

熊本県警による
廃棄物事犯検挙状況の推移（県内）

